

第 11 期
高知市容器包装廃棄物分別収集計画
（令和8～12 年度）

高 知 市

令和7年 7月

目 次

1	計画策定の意義.....	1
2	基本的方向	2
3	計画期間.....	2
4	対象品目.....	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (容リ法第8条第2項第1号関係)	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (容リ法第8条第2項第2号関係)	4
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (容リ法第8条第2項第3号関係)	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容リ法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (容リ法第8条第2項第4号関係)	6
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容リ法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法.....	7
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (容リ法第8条第2項第5号関係)	8
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (容リ法第8条第2項第6号関係)	9
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項.....	10
13	【資料編】	11

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市では、昭和 50 年代から、市民と行政の協働のもと、金属、ビン、紙、布といった資源物を、市民自ら、排出段階において分別し、さらに地域でステーションを管理する「高知方式」の構築に努めてきた。

この「高知方式」により、排出段階から循環資源として利用価値が高い資源物の収集が可能となり、循環型社会の形成に向けて大きな成果を収めている。

また、平成 12 年度にはペットボトルの拠点回収を開始、翌 13 年度にはプラスチック製容器包装の分別収集を開始するなど、積極的な対応を図ってきた。

さらに、令和 2 年度からは、ペットボトルの独自処理を廃止し、指定法人への引渡しを開始した。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容リ法」という。）第 8 条に基づき、容積比で一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物の分別収集、3 R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、資源の有効利用と環境負荷の低減を促進することを目的に、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3 R を推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 環境への負荷の少ない資源循環型の地域社会の実現をめざす
- (2) 容器包装廃棄物の排出抑制に努める
- (3) 本市の実情に即した効率的・効果的な分別収集及び再資源化の実施

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とし、令和 10 年度に改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、次に示すものを対象とする。

- ・ スチール製容器
- ・ アルミ製容器
- ・ ガラス製容器（無色，茶色，その他）
- ・ 飲料用紙パック
- ・ 段ボール
- ・ その他の紙製容器包装
- ・ ペットボトル
- ・ プラスチック製容器包装

※ 各対象品目の定義は、用語の説明（11 ページ）に示すとおりとする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（容リ法第8条第2項第1号関係）

（単位：t）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	21,191	20,617	20,055	19,513	18,981

【内訳】

（単位：t）

容器包装廃棄物の区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
スチール製容器	397	387	376	366	356
アルミ製容器	1,109	1,079	1,049	1,021	993
ガラス製容器（無色）	1,443	1,404	1,366	1,329	1,293
ガラス製容器（茶色）	1,569	1,526	1,485	1,445	1,405
ガラス製容器（その他）	63	61	59	58	56
飲料用紙パック	481	468	455	443	431
段ボール	2,950	2,870	2,792	2,716	2,642
その他の紙製容器包装	3,117	3,032	2,950	2,870	2,792
ペットボトル	1,841	1,791	1,742	1,695	1,649
プラスチック製容器包装	8,221	7,999	7,781	7,570	7,364

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(容リ法第8条第2項第2号関係)

容器包装廃棄物の排出抑制を促進するために、本市が行う排出抑制策を以下に示す。

- ① 詰め替え商品やリターナブル容器が使用された商品の購入
商品を購入するに当たっては、過剰包装された商品为避免、可能な限り詰め替え商品やリターナブル容器の使用品を選択し、その行動を広める。
- ② 調査研究
国、県等と連携し、普及啓発に努める。また、排出状況や分別状況の調査に協力する。
- ③ 消費者等への普及及び意識啓発
 - 環境月間行事の実施（環境標語の募集等）
 - 高知市公式LINEの活用
 - 広報「あかるいまち」やホームページ等の活用
 - 高知市の家庭ごみの出し方チラシ、家庭ごみ辞典等の配布
 - 啓発ポスター、パンフレット類の作製・配布
 - 環境教育の推進
 - ・小学4年生を対象にした社会科副読本「ごみゼロたんけんたい」の作成、ホームページ掲載
 - ・ごみ処理施設の見学
 - ・親子環境学習会の実施
 - ・ごみ減量パネルやビデオ教材の貸出
 - ごみ懇談会及び出前講座の実施
- ④ その他
 - ペットボトルや廃プラスチックを再生利用した商品の積極的な購入を図る。
 - 廃棄物減量等推進員や町内会等と連携し、廃棄物の分別を指導する。
 - レジ袋の削減に向けたマイバック持参を促進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（容リ法第8条第2項第3号関係）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
スチール製容器	カン
アルミ製容器	
ガラス製容器（無色）	ビン（透明）
ガラス製容器（茶色）	ビン（茶色）
ガラス製容器（その他）	ビン（その他の色）
飲料用紙パック	飲料用紙パック
段ボール(※1)	ダンボール
その他の紙製容器包装(※1)	雑がみ
ペットボトル	ペットボトル
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装

(※1) 容器包装廃棄物に限らず収集を行っている。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び び容り法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(容り法第8条第2項第4号関係)

(単位：t)

分別収集する容器包装の種類	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
スチール製容器	205		203		201		198		196	
アルミ製容器	222		220		218		215		213	
ガラス製容器 (無色)	637		630		623		616		610	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	637	0	630	0	623	0	616	0	610	0
ガラス製容器 (茶色)	396		391		387		383		379	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	396	0	391	0	387	0	383	0	379	0
ガラス製容器 (その他)	279		276		273		271		268	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	279	0	276	0	273	0	271	0	268	0
ペットボトル	149		148		146		145		143	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	149	0	148	0	146	0	145	0	143	0
プラスチック製 容器包装	1,845		1,825		1,806		1,787		1,768	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	1,845	0	1,825	0	1,806	0	1,787	0	1,768	0
段ボール(※1)	565		560		553		548		542	
飲料用紙パック	92		91		90		89		88	
その他の紙製容 器包装(※1)	148		146		145		143		141	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	148	0	146	0	145	0	143	0	141

(※1) 容器包装廃棄物に限らず収集しているため、容り法における容器包装廃棄物の収集量と一致しない。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び び容り法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

市町村分別収集計画策定の手引き（十一訂版）の以下の算定方法を使用した。

特定分別基準適合物等の量及び容り法第2条第6項に規定する
主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

※ 人口変動率は、令和3年度～7年度の住民基本台帳人口の前年度に対する比率を計算し、それを平均した平均伸率とした。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
306,740 人 (対前年度比)	303,486 人 (対前年度比)	300,266 人 (対前年度比)	297,080 人 (対前年度比)	293,929 人 (対前年度比)
98.9%	98.9%	98.9%	98.9%	98.9%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（容リ法第8条第2項第5号関係）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の 種 類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段 階
スチール製容器	カン	委託業者による定期収集	委託業者
アルミ製容器			
ガラス製容器（無色）	ビン（透明）	委託業者による定期収集	委託業者
ガラス製容器（茶色）	ビン（茶色）	委託業者による定期収集	委託業者
ガラス製容器（その他）	ビン（その他の色）	委託業者による定期収集	委託業者
飲料用紙パック	飲料用紙パック	委託業者による定期収集	委託業者
段ボール（※1）	ダンボール	委託業者による定期収集	委託業者
その他の紙製容器包装（※1）	雑がみ	委託業者による定期収集	委託業者
ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期収集	委託業者
プラスチック製容器包装	プラスチック製 容器包装	市による定期収集	委託業者

（※1） 容器包装廃棄物に限らず収集を行っている。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（容リ法第8条第2項第6号関係）

当面、高知市仁井田にある高知市菖蒲谷プラスチック減容工場（減容施設）及び高知市大津にある高知市再生資源処理センター（再資、再資ストックヤード）を活用し、収集・運搬施設についても収集量に見合うよう整備を図っていくこととする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬施設用車両	中間処理施設
スチール製容器	カン	トラック パッカー車 プレスパッカー車	再資（選別圧縮）
アルミ製容器			
ガラス製容器（無色）	ビン（透明）	ダンプトラック	再資ストックヤード（保管）
ガラス製容器（茶色）	ビン（茶色）	ダンプトラック	再資ストックヤード（保管）
ガラス製容器（その他）	ビン（その他の色）	ダンプトラック	再資ストックヤード（保管）
飲料用紙パック	飲料用紙パック	トラック	なし（再生業者へ直接引渡し）
段ボール(※1)	ダンボール	パッカー車	なし（再生業者へ直接引渡し）
その他の紙製容器包装(※1)	雑がみ	ダンプトラック	なし（再生業者へ直接引渡し）
ペットボトル	ペットボトル	プレスパッカー車	減容施設（選別圧縮こん包）
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	パッカー車 プレスパッカー車 軽トラック	減容施設（選別圧縮こん包）

(※1) 容器包装廃棄物に限らず収集を行っている。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 高知市廃棄物処理運営審議会

高知市廃棄物処理運営審議会（市民，事業者，再生事業者，許可業者等の代表者で構成）の多方面にわたる意見や提言を踏まえ，容器包装廃棄物の分別収集が円滑かつ効率的に実施できるような施策を推進する。

(2) 高知市廃棄物減量等推進員

地域に密着して，ごみの減量・リサイクルについて普及啓発や分別排出の指導等を行う廃棄物減量等推進員の活動をサポートするとともに，地域における容器包装廃棄物の排出抑制や分別の徹底などの取組を協力・連携して推進する。

(3) ごみ問題を語る懇談会（ごみ懇談会）

地区単位でごみ問題を語る懇談会を開催し，ごみ問題の現状や行政における課題，分別区分の変更等について周知，説明を行う。また，直接市民の理解と協力を求め，意見・要望等を聴くことで，今後の廃棄物・リサイクル行政の展開に反映させる。

【資料編】

用語の説明①

用 語	説 明
容器包装廃棄物	容り法第2条第1項に規定する容器包装が一般廃棄物となったものをいう。 容り法 第2条第1項 この法律において「容器包装」とは、商品の容器及び包装（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。）であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。
スチール製容器	主として鋼製の容器包装に係る物
アルミ製容器	主としてアルミニウム製の容器包装に係る物
ガラス製容器（無色）	主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製のものを除く。）に係る物で無色のもの
ガラス製容器（茶色）	主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製のものを除く。）に係る物で茶色のもの
ガラス製容器（その他）	主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製のものを除く。）に係る物でその他の色のもの
飲料用紙パック	主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）に係る物
段ボール	主として段ボール製の容器包装に係る物
その他の紙製容器包装	主として紙製の容器包装（主として段ボール製の容器包装及び飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）を除く。）に係る物
ペットボトル	主としてプラスチック製の容器包装であって、飲料、しょうゆその他（しょうゆ加工品、アルコール発酵調味料、みりん風調味料、食酢、調味酢及びドレッシングタイプ調味料）を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器に係る物  表示のある物
プラスチック製容器包装	主としてプラスチック製の容器包装（飲料、しょうゆその他（しょうゆ加工品、アルコール発酵調味料、みりん風調味料、食酢、調味酢及びドレッシングタイプ調味料）を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器を除く。）に係る物  表示のある物

用語の説明②

用 語	説 明
分別収集	容り法第2条第5項に規定のとおり。廃棄物を分類して収集し、必要に応じて分別、圧縮、こん包を行うことをいう。 容り法 第2条第5項 この法律において「分別収集」とは、廃棄物を分類して収集し、及びその収集した廃棄物について、必要に応じ、分別、圧縮その他<u>環境省令で定める行為</u>（※）を行うことをいう。 ※ <u>環境省令で定める行為</u> 容器包装廃棄物の分別収集に関する省令（平成7年厚生省令第61号） 第1条 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（～略～） 第2条第5項の環境省令で定める行為は、こん包とする。
容り法第2条第6項に規定する主務省令で定める物	容り法第2条第6項の「有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物として主務省令で定める物」のこと。スチール製容器、アルミ製容器、段ボール及び飲料用紙パックの4種類である。 容り法施行規則（平成7年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第1号） 第3条 法第2条第6項の主務省令で定める物は、主として鋼製の容器包装に係る物、主としてアルミニウム製の容器包装に係る物、主として段ボール製の容器包装に係る物及び主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）に係る物とする。
分別基準適合物	容り法第2条第6項の規定のとおり。市町村が分別収集した容器包装廃棄物のうち、環境省令で定める基準に適合し、主務省令で定める設置基準に適合する施設で保管されているものをいう。ガラス製容器（無色、茶色、その他）、その他の紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の6種類である。 なお、主務省令で定める容器包装の区分ごとに主務省令で定める分別基準適合物を特定分別基準適合物という。 容り法 第2条第6項 この法律において「分別基準適合物」とは、市町村が第8条に規定する市町村分別収集計画に基づき容器包装廃棄物について分別収集をして得られた物のうち、<u>環境省令で定める基準</u>（※①）に適合するものであって、<u>主務省令で定める設置の基準</u>（※②）に適合する施設として主務大臣が市町村の意見を聴いて指定する施設において保管されているもの（有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物として主務省令で定める物を除く）をいう。 ※① <u>環境省令で定める基準</u> 容器包装廃棄物の分別収集に関する省令 第2条 法第2条第6項の環境省令で定める基準は、次の表の中欄に掲げる市町村が法第8条に規定する市町村分別収集計画に基づき容器包装廃棄物について分別収集をして得られた物ごとに当該物に対応する同表下欄に掲げるとおりとする。 ～表省略～ →（<u>要約表</u>（※③）を参照） ※② <u>主務省令で定める設置の基準</u> 容り法施行規則 第2条 法第2条第6項の主務省令で定める設置の基準は、次のとおりとする。 （1）人口三十万以上の市町村に係る施設は～略～おおむね人口三十万当たり一か所を超えない割合で当該施設が設置されているものであること～略～。

用語の説明③

用 語	説 明
分別基準適合物	※③ <u>要約表</u>
	凡例
	保管量:原則として最大積載量が1万キログラムの自動車に積載することができる最大の容量に相当する程度の分量の物が収集されていること。
	圧 縮:圧縮されていること。
	異物等:原材料として主として他の素材を利用した容器包装が混入していないこと及び容器包装以外の物が付着し、又は混入していないこと。
	洗 浄:洗浄されていること。

本市の分別収集計画の策定状況

本市の分別収集計画の策定状況は以下のとおりである。

分別収集 計画	計画期間	主な変更内容等
第 1 期 (H8. 11策定)	平成 9 年度～平成13年度	
第 2 期 (H11. 7策定)	平成12年度～平成16年度	
第 3 期 (H14. 6策定)	平成15年度～平成19年度	白色トレイの分別収集（予定）及びペットボトルの指定法人引渡し（予定）を追加
第 4 期 (H17. 6策定)	平成18年度～平成22年度	ペットボトルの指定法人引渡し（予定）を削除
第 5 期 ^(※) (H19. 6策定)	平成20年度～平成24年度	白色トレイの分別収集（予定）を削除
第 6 期 (H22. 6策定)	平成23年度～平成27年度	平成 19 年度の分別区分変更に伴う対応 ビン（青・緑・黒） → ビン（その他の色） 紙類に「飲料用紙パック」を追加
第 7 期 (H25. 6策定)	平成26年度～平成30年度	
第 8 期 (H28. 6策定)	平成29年度～平成33年度	
第 9 期 (R1. 6策定)	令和 2 年度～令和 6 年度	令和 2 年度からのペットボトルの指定法人への引渡しに対応
第10期 (R4. 7策定)	令和 5 年度～令和 9 年度	
第11期 (今回策定)	令和 8 年度～令和12年度	

（※）第 5 期計画については、容器包装廃棄物の分別収集に関する省令を一部改正する省令（平成 18 年環境省令第 35 号）の規定により、平成 20 年度から 5 年間としたものである。

容器包装廃棄物の分別収集の取組経過

取組経過

年	容 器 包 装 廃 棄 物				
	スチール製容器 アルミ製容器 段ボール その他の紙製容器包装	ガラス製容器 (無色, 茶色, その他)	ペットボトル	プラスチック製 容器包装	飲料用 紙パック
昭和51	全市域を対象に、資源・不燃物の分別を開始した。 (資源物の分別区分は、ビン類, 缶・金属類, 紙・ダンボール類, 布類の4種類)				
平成2			1月 焼却能力の低下や環境汚染を防ぐ目的で、プラスチック類の分別収集を開始した(全市域対象)。		
平成7	6月 容り法制定				
平成9		4月 容り法本格施行(ガラス製容器(無色, 茶色, その他), ペットボトルが再商品化義務の対象となる。)			
平成12	4月 容り法完全施行(その他の紙が再商品化義務の対象となる。)		4月 ペットボトルの収集を開始した(市内量販店等からの拠点回収方式)。	4月 容り法完全施行(プラスチック製容器包装が再商品化義務の対象となる。)	
平成13				11月 プラスチックごみ分別区分を見直し、プラスチック製容器包装の収集を開始した。	
平成18				再商品の品質向上のため、汚れの落ちないもの等は「可燃ごみ」に排出するよう周知を開始した。	
平成19					10月 飲料用紙パックを分別区分に追加した。
令和2			4月 ペットボトルの指定法人への引渡しを開始した。		

容リ法に基づき再商品化した容器包装廃棄物の過去 3 年間の実績

(単位 : t)

容リ法に基づき再商品化した容器 包装廃棄物		第 9 期計画	第 10 期計画	
		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ガラス製容器 (無色)	計画量	821	751	745
	実績	730	710	650
ガラス製容器 (茶色)	計画量	486	454	451
	実績	433	433	404
ガラス製容器 (その他)	計画量	280	325	323
	実績	321	282	285
ペットボトル (※)	計画量	132	141	140
	実績	149	152	152
プラスチック製 容器包装	計画量	1,949	1,839	1,826
	実績	2,062	1,919	1,885
合計	計画量	3,668	3,510	3,485
	実績	3,695	3,496	3,376

発行年月	令和7年7月
発行	高知市環境部 新エネルギー・環境政策課 〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号 Tel. 088(823)9209